

平成26年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成26年8月15日（金） 午後2時00分から午後4時40分まで
- 2 場 所
県庁本庁舎5階大会議室
- 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
前田委員、近藤委員、工藤委員、藤倉委員、野村委員、
葉山委員、村上委員、宮脇（健）委員、柳委員
事務局：環境生活部 矢沢次長
環境政策課 山崎課長、森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、
倉持副主査、宮澤副主査
廃棄物指導課 飯田副技監兼室長、石崎副課長、鈴木技師
事業者：新井総合施設株式会社
傍聴人：3名
- 4 議題
君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
- 5 結果概要
事務局から前回委員会で事務局預かりとなった質問についての見解と君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続きの状況等について説明があり、質疑が行われた。
次に、事業者から住民説明会での住民からの質疑・意見及び前回委員会とその後寄せられた質疑・意見についての見解の説明があり、質疑が行われた。
各説明等と質疑応答、意見交換の内容については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1：「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業」に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2：君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書 前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者見解
- 資料3：方法書説明会における質疑応答【委員限り】
- 資料4：方法書に対する住民等意見の提出状況【委員限り】

【別紙】

1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

本日は前回に引き続き、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に関して審議いただく。

本日は、前回の委員会における質問・意見及びその後に寄せられた質問・意見について、事務局と事業者から説明させていただきます。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない意見をいただきたい。

2 事務局説明

(1) 前回委員会で事務局預かりとなった質疑に対する事務局見解

①環境影響を受ける範囲と認められる範囲について

当該方法書で設定されている地域が君津市と市原市であるが、地元の関心の高い周辺の市からも意見聴取すべきではないかとの意見について回答する。

制度上は、環境影響を受ける範囲と認められる地域(影響地域)については、対象事業の実施区域はもとより、既に入手している情報によって、一つ以上の環境要素に係る環境影響を受けると認められる地域と条例上で規定されている。

既に方法書に記載されている地域を、現段階において拡大するのは制度上困難であるが、条例上は方法書手続きの後の準備書手続きにおいて地域の追加はありうる仕組みになっている。

準備書段階では、方法書段階の住民意見や知事意見、方法書に基づく調査等の結果を考慮し、必要な範囲を追加した地域を関係地域として定めることとなる。

当該方法書での影響地域は、第Ⅱ期増設事業のアセスメントの結果や、事業者が実施した環境モニタリングのデータを踏まえて、第一義的に事業者が設定した範囲であるが、県としても方法書説明会計画書の承認を行い、また、方法書の公告縦覧を実施しており、方法書段階での影響地域を君津市及び市原市としたのは妥当だと判断したところである。

しかしながら、準備書段階では地域の追加が可能であり、当委員会においても地域の追加について審議いただき、その結果地域の追加が必要であるとの答申を受けた場合には、当然ながら知事意見に地域の追加を盛り込むことを検討することとなる。

②第Ⅰ期処分場の保有水流出事故の影響に対する県の評価

県として、当該事故により外に漏出した汚染についてどのように評価したのかとの質問に回答する。

下流観測井戸において水質の分析が行われているが、有害物質は含まれてい

ないことを確認している。このため、健康リスクに関する評価は行っていない。

また、塩素イオンについては、水道水質基準として味や腐食性の観点から 200 mg/l という基準が設定されており、当該事故により 24 年 1 月に 510 mg/l を記録し、24 年 3 月下旬には 250 mg/l であったが、その後 25 年 1 月以降は水道水質基準を下回る状況にあり、現況としては 50 mg/l 以下で推移している。

③ 質疑

委員：

影響を受ける範囲についての質問は、本日欠席の委員からの質疑であるが、既に説明しているのか。

事務局：

欠席委員への事前説明はしていないが、議事録を作成して確認するほか、直接説明することも考えている。

(2) 環境影響評価手続きの進捗状況等についての説明

資料 1 及び 4 により、現時点での環境影響評価手続きの進捗状況及び方法書に対して提出された住民等意見の概要の説明と質疑が行われた。

① 質疑及び意見

委員：

当該施設に係る平成 21 年度に行われた前回のアセスメントについて、どのように整理されたのか。

事務局：

平成 21 年 7 月に環境影響評価書が公告され、工事の実施を経て供用開始されている。その間、事業者により事後調査が行われ、施工時編の事後調査報告書が昨年度県へ提出されている。なお、供用時編の事後調査は現在実施中である。

施工時編の事後調査報告書については特段大きな問題はないものと判断している。

委員：

事後調査報告書を住民が閲覧することは可能か。

事務局：

当該事業者の平成21年度の環境影響評価に関して、環境影響評価条例に基づく事後調査報告書は積極公開の対象とはなっていないが、情報開示請求があれば非公開部分を除いて開示の対象となる。

なお、事後調査報告書の公開については、環境影響評価条例の改正を行っており、平成25年10月1日以降に実施される環境影響評価の事後調査報告書については、インターネット等による公表を行うことになっている。

委員：

提出されている施行時編の事後調査報告書の内容等に関して、県は問題が無いと判断しているとのことによいか。

事務局：

そのとおりです。

委員：

水文環境について、地下水に関しては水循環基本法が平成26年7月1日に施行された。これにより、地下水を公共の資源として位置付けることが出来るようになった。

水循環基本法は理念法であるが、この法律に基づいて、行政としては対応ができることとなったが、環境アセスメントの手続きにこの法律が影響することはあるのか、また、県としてはどのようにとらえているのか。

事務局：

現時点では、水循環基本法への対応に関して、県として方向性等を示す段階にはなっていない。

委員：

国政策の転換期でもあることから、徐々にでも考慮して、よりよい環境影響評価にしてほしい。

委員：

生態系の調査範囲について、500mを範囲としてほしいとの意見があったようだが、平成21年度の環境影響評価においても同様の意見はあったのか。また、調査範囲を200mとしている根拠はなにか。

事務局：

生態系等の調査範囲は、県の環境影響評価技術細目において、200mを含む範囲を最低限のラインとして示している。

なお、平成21年度の第Ⅱ期増設事業の方法書に対する知事意見では、生態系の調査に関して「調査予測の範囲を、対象事業実施区域その周辺200mの範囲としているが、当該地域は自然環境が豊かな地域であることから、周辺地域の特殊性を考慮し、必要に応じて地域を広げて行うこと。」としている。

委員：

住民意見について、環境影響評価条例で対応すべきものと、他法令で対応するもの等の線引きをした形で整理してほしい。

事務局：

資料4については、昨日が意見提出期限であったため、十分に整理できていない。法令等の線引きを整理した上で、後日、改めてお示ししたい。

委員：

住民のそれぞれの懸念に対して、法的に何が対応しているのか明確に示すことも、住民の安心につながると思う。

委員：

難しい話であるが、他の法令等の話であっても、環境影響評価の中にどのように組み込んでいけるか、当委員会においても考えていかなければならない。

委員：

鳥類に関してハチクマの情報が少なく、重要度が方法書に記載のあるオオタカよりも条件的に厳しい。住民意見にもあったように、専門家の意見を踏まえて今後検討していくことが重要と考える。

3 事業者説明

(1) 環境影響評価方法書等についての説明

資料3により、方法書説明会の開催状況及び当日の質疑回答について説明が行われ、引き続き、資料2により、前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者見解の説明が行われた。

①質疑応答

委員：

住民への説明会の結果について、事業者が県に説明会結果報告書を提出することになっている。この報告書について、条例の運用上の問題ではあるが、知事意見を出す際に、添付資料として併せて公表すること等も検討する余地があるのではないか。

今後の運用のことも考えて議論することを提案する。

委員：

確認であるが、資料3において悪臭の調査地点に加えるとしている騒音の調査地点とは、方法書6-35の記載に対応していると考えてよいか。

事業者：

そのとおりである。

委員：

資料2で水処理施設による大気質への影響について、回答では水処理施設は悪臭の発生源として想定していないとしている。調査するとのことではあるが、委員会の現地調査時に水処理施設のグレーチング個所から、実際に硫化水素臭がしたことを確認している。

事業者：

指摘頂いた件を含め、悪臭の発生源と成分について調査を行う。

委員：

過去に、ガス抜き管の硫化水素濃度で250～300ppmが検出されたとのことであるが、労働安全衛生法の対応は行っているのか。

事業者：

高い濃度の硫化水素が確認された地点においては、防護服での作業、濃度調査や立入の制限など、労働安全衛生法の基準を遵守して対応している。

委員：

敷地境界との距離にもよるが、労働安全衛生法の対象となる濃度のガスが一般区域にも流れる可能性があるのではないか。それに関しての対応は何かしているのか。

事業者：

ガス抜き管での硫化水素濃度測定は毎年実施しているが、現在は高濃度の検出はない。以前は夏季だけであった測定を、昨年度から夏冬の測定とし、下流側で行っているが、異常値は確認されていない。

委員：

地形等を考慮すると、すり鉢状の地形に硫化水素がたまる可能性も考えられる。かなり高濃度の硫化水素が発生する事象がかつてあったとのことから、そのことも十分検討させていただく。

委員：

200～300ppmの硫化水素が検出された理由はなにか。また、根本的な対策なしで、濃度が下がったのはなぜか。

事業者：

平成16年頃の埋め立ての初期に、廃石膏ボードを集中して埋立をしたことがあり、この廃石膏ボードの付着物が原因で硫化水素が発生したのではないかと予想された。硫化水素の異常値が問題となった後は、廃石膏ボードは分散して埋め立てる管理をしており、このため、高濃度になることが無くなったと推察している。

現在は、ガス抜き管や集排水管の定常監視をしている中でも、高濃度の硫化水素は確認されていない。

委員：

悪臭に関して、方法書に調査、予測方法が記載されているが、準備書にお

いては、過去の埋め立て廃棄物の質・量等と発生ガスの関係が明確になるように分析し、将来の予測・評価をすること。

過去のガス抜き管でのモニタリング結果について、複数年分を準備書に記載したうえで、予測・評価に反映させること。

また、平成19年の冬季早朝に0.31ppmが確認されているが、その際のガス抜き管の測定結果や気象状況等を明らかにして分析し、予測・評価に反映すること。なお、分析の際には逆転層等の高濃度が発生しやすい条件を含めて予測すること。

委員：

集水ピットについて、第Ⅰ期処分場より改善した物を第Ⅲ期処分場では設置するとのことだが、どのような改善を行うのか。

事業者：

第Ⅰ期処分場の集水ピットは処分場法面の勾配に沿って設置されており斜めになっている。メーカーの実験で、性能上問題はないことを確認して設置しており、実際に性能上は問題が無いが、やはり鉛直に設置するのが通常であり、管理上有利であるため変更することとした。

委員：

改善されたとのことだが、排水性能上問題が無いのであれば、第Ⅰ期と同じでもいいのではないか。

事業者：

同様の構造の地下水集水ピットで、管理の過程で作業員の落下事故があった。事故の原因として、斜め配置の構造も一因と考えられたため、管理上の改善として、構造を見直し鉛直配置とすることとなった。

委員：

小堰堤の底面のシートによる処分場の一部キャッピングについて、実態問題への対応として、仕方が無い面もあると感じている。しかし、当該キャッピングが準好気性構造に悪影響を与えないとしていることについて、処分場のキャッピングは学会の研究発表でも適否や条件が確定していない課題である。

処分場の安定化は40年以上かかる可能性のある問題でもあり、管理には十分に注意して対応してほしい。

委員：

資料2の質疑の回答のなかで、2004年10月の降水量の795mmから日平均26mmを採用して評価するとのことだが、日ベースのデータで評価すべきである。

また、集水ピットの容量に関する質問に対する回答が記載されていないので、回答いただきたい。

事業者：

I期、II期の設計では最大降水量と思われる日降雨量を対象にポンプ容量等を設定しているので、この考えは継続したい。

なお、過去の最大降雨量については、再度確認したい。

集水ピットの容量については、集水ポンプの規模を基に、ポンプが設置できる大きさに決定している。

委員：

集水ピットは、ポンプの稼働できる容量だけを考慮して決定していると考えてよいか。

事業者：

そのように考えている。

委員：

水処理施設の容量について記載がないが、どのように考えているのか。

事業者：

水処理施設の容量については、処理能力と調整槽を、過去の降雨実績に基づいた水収支計算をしたうえで設定する計画である。

ある一定の期間の降雨実績に対して、滞水が生じない規模に設定する。現時点での試算では、日処理量800m³、また、I期、II期、III期をトータルで処理することになるので、調整槽全体としては既設の3万m³に1万5千m³を加えた4万5千m³を設定している。

委員：

現在示されているデータでは、処理側の能力まで記載されておらず、能力的に対応が可能かどうか不明であったため、今の説明内容が分かるようにデータを示してほしい。

また、資料では、住民から、どの程度の降雨強度で越水が生じるのか質問があり、回答として浸出係数を設定した計算式を示しているが、係数が小さいように感じるので考え方を示してほしい。

事業者：

浸出水の浸出係数について、埋立中の区画について0.8、埋め立てに係らない区画は0.3を考えている。第Ⅰ期処分場の想定の際に、埋立中の区画についてはさらに小さい係数を採用していたが、調整槽の容量不足等が判明したため、今回は0.8として設定している。

委員：

係数の設定についても不明であったための質問であるが、第Ⅰ期処分場の流出事故の原因を考慮すれば、単純に係数に基準値を与えるのではなく、降った雨がどのような挙動をするかの想定によって、係数の与え方も様々となる。

どのような想定で係数を設定しているのかが分かるように予測をして、示していただきたい。

委員：

水質の測定頻度について、電気伝導度を月1回の測定としているが、状況をモニタリングする重要な指標であり、簡易に測定できる項目であるにもかかわらず、月1回の測定としているのはなぜか。

事業者：

記載しているのは法律上の報告に係る測定の回数であり、電気伝導度については常時モニタリングをしている。

委員：

方法書中の地質の状況についての記載が少ない。当該地域の地質構造は、地下水の流れに極めて重要な影響を与えていることは既知の事実である。水

文環境の評価に当たっては最も重要な条件となるので、地質に関してより充実した内容にするようお願いする。

事業者：

方法書中では地域の概況の項目として地質を示しているが、準備書の中では地形、地質、水文環境の項目を設けて、既存資料、現地調査結果を含めて詳しく記載していく。また、調査範囲を広げる要望に対しても対応できるよう、データをそろえて対応していきたい。

委員：

アセスメントの手順として、事業者から方法書において調査・予測・評価の方法を示されるが、不十分な点については修正するための意見を出し、意見を踏まえて、具体的な方法が確定する。次の段階の準備書では、既に調査等作業が一通りが行われた後であるため、方法書の現段階で、調査時に対応いただきたい点について指摘しているものである。

委員：

資料2の12ページにある水質の測定頻度は、実際の測定頻度とは異なるということで良いのか。

事業者：

資料に示しているのは、法に基づく正式な報告をするためのモニタリングを行う頻度である。一方、日常管理として、常時モニタリングしているものもあるので、別途測定の内容について示していきたい。

委員：

環境影響評価においても、電気伝導度等の常時測定は行った方が良いのではないか。

事業者：

日常管理で、電気伝導度については、計測器の設置してある観測井戸と設置していない観測井戸がある。計測器の設置していない井戸については、人力で採水して測定をしている。このため、すべての井戸について電気伝導度を常時監視する体制にはないが、御指摘を踏まえて、今後対応を検討したい。

委員：

方法書の生態系に関する調査期間について、工事の実施による影響が最大となる時期に予測及び調査実施としているが、何をもって最大となるのかが記載されていない。また、常時監視しなければ、影響が最大となる時期は分からないのではないか。

事業者：

工事の影響が最大となるのは、改変区域が面的に最大となる時期と捉えている。常時監視の必要性については、第Ⅱ期においても施工時の事後調査で春夏秋冬それぞれ植物、生物の変動を調査して解析しており、同様の対応を考えている。

委員：

個々の生物であればその対応でも良いかもしれないが、生態系の評価を行うに当たっては、全体のバランスを見る必要がある。この場合、全体に遷移しながら影響が生じるため、改変区域が最大になった時点から、遅れて影響が出てくる可能性がある。

モニタリング期間を後ろにずらし、かつ、継続して実施なければ、影響が最大となる時点を確認することはできないと思われるので、可能な範囲で対応を検討いただきたい。

事業者：

予測としては難しいところはあるが、環境影響評価条例の制度上事後調査があり、第Ⅱ期においては、工事期間から事業開始後の3年間の動植物等の調査を行っているが、第Ⅲ期においても同様の事後調査の中で、影響があれば把握することが可能と考えている。陸水生物については、特に影響があることが指摘されており、第Ⅱ期においては埋め立ての完了時まで、継続的に調査することとなっている。

委員：

埋め立て完了後の調査については実施しなくてよいのか。

事業者：

埋め立て完了後の調査は予定していない。確定的な話とはならないが、埋

め立て完了後は環境への影響について、一般論ではあるが水質への影響のピークは過ぎていると考えられるためである。

委員：

当該事業場以外の事例も調査し、どのような環境影響評価をしているのか、併せて説明すると説得力があると思うので検討いただきたい。

事業者：

環境影響評価を行う上で、事後調査の情報は重要な情報になりえるが、公表制度がないためあまり情報が集まらない。事後調査の公表の重要性を痛感している。

委員：

覆土置き場の面積を確認したい。

土砂堆積場は、1000 m²以上であれば大気汚染防止法の一般粉じん発生施設に該当すると思われる。方法書の項目の選定において、「施設の供用後の粉じん」はアセスの対象項目になっているが、その説明をみると「埋立機械の稼働に伴う粉じんの発生」が項目選定の理由になっている。この記載では、粉じんの発生源として、埋立機械の稼働だけを考えているように読めるが、覆土置き場からの粉じんの発生は考慮しなくてもよいのか。このことについての考え方を教えてほしい。

事業者：

覆土置き場の面積は、方法書の土地利用計画書中で78,600 m²としている。

覆土置き場からの粉じんの発生については、御指摘のとおりであり、発生源としてとらえて検討したい。

委員：

現在の第Ⅰ期、第Ⅱ期の覆土置き場はシート掛け等の対応はしているのか。

事業者：

現在の覆土置き場には、特にシート等は掛けていないが、雑草等が生えて落ち着いた状況にあり、台風等でも砂埃が発生する状況はなかった。

しかしながら、搬出等での作業が行われると、粉じんが発生することがある

ので、この点を想定して検討する必要があると考える。

※事業者退席

委員：

資料4の住民意見を基に検討した上で、後日に意見を出すことは可能か。

委員：

次回の委員会に向けて、事務局が意見照会を行うので、その際に本日の資料等を踏まえて意見を出すことが可能である。

※傍聴者退席